<農業経営基盤強化促進法三段表(令和二年四月一日現在)>

# 1	〇農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)	〇農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第二百————————————————————————————————————	〇農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和五十五年農林水産
日次 (日次 (日次 (日次 (日次 (日次 (日次 (日次			
第二章 総則(第1条-1 第四条) 第二章 総則(第1年-1 条)	日次		
第二章 農業経営基級の強化の促進に関する3本方針等 第二章 農業経営基級の強化の促進に関する3本方針等 第二章 農業経営基級化促進基本等2、列利用権の設定等の促進(第十二条) 第二節 最大等 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	総則(第一条—		
第一節 農業経営基盤線化促進基本/教及び農業経営基 第一節 農地中間宮建機等の事家の特別で、第七条一第 年二款 農和田間宮建機等の事家の特別で、第七条一第 年二款 農業経営基盤性促進事業の実施(第十七条) 第二節 制用權の設定等の促進(第十十一条) 第二節 制度設定管心連事業の実施(第十十一条) 第二節 制度設定管心連事業の実施(第十十一条) 第二節 制度設定管心連事業の実施(第十十一条) 第二節 利用權設定管心連事業の実施(第十十一条) 第二款 農用地利用集積計画(第十四条の日一第二 面の同意基礎地促進事業の実施(第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 (第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 (第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 (第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 (第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 (第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計 面の同意子総の特例(第二十一条) 第二款 共有者、明農用地等に係る農用地利用集積計 面の同意子総の特例(第二十一条) 第二款 共有者、明農用地等に係る農用地利用集積計 面の同意子総の特例(第二十一条) 第二款 共有者、明農用地等に係る農用地利用集積計 面の同意子総の特例(第二十一条) 第二款 共有本明開工程設定。 第二本 共和国、第二十二条 第二本 共和国、第二十二条 第二章 総則 第二章 総則 第二章 総則 第二章 総則 第二章 2、元礼らの農業が国民経済の発配と国民保 第二章 2、元礼らの農業が国民経済の発配と国民保 第二章 2、元礼らの農業が国民経済の発配と国民保 第二章 2、元礼らの農業が国民経済の発配と国民保 第二章 2、元礼らの農業が国民経済の発配と国民保 第二章 2、元礼らの農業が国民経済の発配と国民 第二章 2、元礼らの農業が国民経済の発配と国民 第二章 2、元礼の司。2、元礼の司。2、元礼の司。2、元礼の司。2 元礼の司。2 元司。2 元礼の司。2 元元の司。2 元			
第二節 農業経営改善計画(第二条・第二十三条) 第二節 農業経営改善計画(第二十三条) 第二節 制用權の設定等の促進(第十七条) 第二節 利用權の設定等の促進(第十七条) 第二節 利用權の設定等の促進(第十七条) 第二節 利用權の設定等の促進(第十七条) 第二節 利用權の設定等の促進(第十七条) 第二章 共和用權の設定等の促進(第十二条) 第二章 排列(第二十八条) [第一章 総則 (第二十八条) [第一章 総則 (第二十八条) [第一章 総則 (第二十八条) [第二十四条) 第二章 排列(第二十八条) [第一章 総則 (第二十八条) [第二十四条) 第二章 排列(第二十八条) [第二十四条) 第五章 排列(第二十八条) [第二十八条) [第二十四条) 第五章 排列(第二十八条) [第二十四条) 第五章 排列(第二十八条) [第二十三条 [第二十三条] [第二十八条] [第二十四条) 第五章 排列(第二十八条) [第二十八条] [第二十八条] [第二十八条] [第二十八条] [第二十四条] [第二十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	節		
第二節 農地中間管理機構の事業の特例等(第七条-第第二十一条) 第二節 農業経営改善計画(第十四条の四)第十四条の一)第二節 設定機業者等への利用権の設定等の促進(第十七条)第二節 利用権設定等促進事業の実施(第十七条)第二節 利用権設定等促進事業の実施(第十七条)第二部 利用権設定等促進事業の実施(第十十条-第四章 農業経営基盤漁化促進事業の実施(第十七条)第二部 利用権設定等促進事業の実施(第十十条-第二十一条 第二計 共有者不明農用地等に係る農用知利用集積計画(第十四条の四)第十四条の四(第十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用知利用集積計画(第十四条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用知利用集積計画(第十十条) 第二款 共一条の正) 第二 十一条 第二 十二条 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
第二帝 典案経常改善計画(第十四条の四一第十四条の1)第一命 典案経常改善計画(第十四条の四)第十四条の四)第一命 典案経常改善計画(第十四条の四)第十四条の四)第十四条の四)第十四条の四)第十四条の四)第十四条の四)第十四条の四)第十四条の四)第十一条 第二節 利用權の設定等の促進 (第十十条) 第二節 利用權の登定等の促進 (第十十条) 第二節 利用權の登定等の促進 (第十十条) 第二節 機関 (第二十八条) 第二節 機関 (第二十八条) 第二節 機関 (第二十八条) 第二節 機関 (第二十八条) 第二節 機則 (第二十八条) 第二節 機則 (第二十八条) 第二節 (第二十一条) 第二節 (第二十八条) 第二節 (第二十八条) 第二節 (第二十一条) 第二節 (第二) (第二) (第二) (第二) (第二) (第二) (第二) (第二)	農地中間管理機構の事業の特例等(第七条―		
第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等等による。 第二節 古作等就農計画(第十四条の四)第十世条) 第二節 古作等就農計画(第十四条の四)第十世条) 第四章 農業経営改善計画及び青年等就農計画(第十四条の一十一条) 第二節 利用權設定等の促進(第十一条) 第二節 利用權設定等促進事業の実施(第十十条) 第二節 利用權設定等促進事業の実施(第十十条) 第二節 利用權設定等促進事業の実施(第十十条) 第二節 利用權設定等促進事業の実施の促進(第二十一条) 第二節 利用權設定等促進事業の実施の促進(第二十一条) 第二節 共介者不明農用地等に係る農用地利用集積計画(第十八条一第二十十条) 第二款 利用權設定等促進事業の実施の促進(第二十二条) 第二節 利用複談計画及計画及計画をに係る農用地利用集積計画(第十十十条) 第二節 共介者不明農用地等に係る農用地利用集積計画(第十十十条) 第二節 共介者不明農用地等に係る農用地利用集積計画(第十十十条) 第二章 社別(第二十二条) 第二章 社別(第二十二条)	十一条の十)		
第一節 農業経営改善計画 (第十二条 - 第十四条の三) 第二節 計与等 記憶 第十四条の 第一章			
第二節 吉年等90 農業経営基盤強化促進事業の実施(第十七条) 第二節 利用権の設定等の促進(第十一条) 第二節 利用権の設定等の促進(第十七条) 第二節 利用権の設定等の促進(第十七条) 第二節 利用権の設定等の促進(第十七条) 第二節 利用権の設定等の促進(第十十条) 第二款 利用権の設定等の促進(第二十二条) 第二款 利用権政党等の促進(第二十二条) 第三款 利用権政党等の促進(第二十二条) 第三款 利用権政党等の促進(第二十二条) 第三款 利用権政党等の促進(第二十二条) 第三款 利用権政党等の促進(第二十二条) 第三款 利用権政党等(企進事業の実施の保護(第二十三条) 第三款 利用権政党等(企進事業の実施の保護(第二十二条) 第三款 利用権政党等(企業) 第二十六条) 第二款 共和権政党等(企業) 第二十六条) 第二款 共和権政党等(第二十二条) 第二款 共和権政党等(第二十二条) 第二款 共和権政党等(第二十二条) 第二款 共和権政党等(第二十二条) 第二款 共和権政党等(第二十二条) 第二款 共和権政党等(第二十二条) 第二款 社 (第二十二条) 第二款 社 (第二十二条)	护		
(第十年) 第二節 認定農業者等への利用権の設定等の促進(第十年) 第二節 認定農業者等への利用権の設定等の促進(第十十条) 第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施(第十十条) 第一款 農用地利用集積計画(第十八条—第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 回向意手統の特例(第二十一条の二—第二十一条の五) 第三級 利用権の設定等促進事業の実施の促進(第二十二条) 第二節 製 第三款 利用権の設定等促進事業の実施の促進等(第二十三条) 第二章 離則(第二十八条) 第二十七条) 第二章 離則(第二十八条) 第二章 離則(第二十八条) 第二十七条) 第二章 離則(第二十八条) 第二十二条) 第二章 離則(第二十二条) 第二十二条 第二十二条 2 の法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生第一条 2 の法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生産の大学・ 2 の表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に			
第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進(第十二条)第二節 農業経営基盤強化促進事業の実施等第一章 農業経営基盤強化促進事業の実施等第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例(第二十二条)第二款 利用権の設定等の促進(第二十二条)第二款 利用権政党等事業の実施の促進(第二十二条)第二款 利用権政党等事業の実施の促進(第二十二条)第三節 農用地利用集積計画(第十八条—第二十一条の工)第二十 (第二十八条)第二章 総則(第二十八条)第二章 化列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列			
五条・第十六条) 第二章 農業経営基盤強化促進事業の実施(第十七条) 第二節 科用権の設定等の促進 第二計 機用地利用集積計画(第十八条 第二十一条) 第二計 機用地利用集積計画(第十八条 第二十一条) 第三計 利用権の設定等促進事業の実施の促進(第二十三条) 第三計 農用地利用集積計画(第十八条 第二十三条) 第三計 農用地利用集積計画(第十八条 第二十三条) 第三計 農用地利用集積計画(第十八条 第二十三条) 第三計 農用地利用集積計画(第二十三条) 第三計 農用地利用集積計画(第二十三条) 第三計 農用地利用集積計画(第二十三条) 第三計 農用地利用集積計画(第二十三条) 第三計 機関・ 第二章 維則(第二十八条) 第二章 維則(第二十八条) 第二章 維則(第二十八条) 第二章 維則(第二十五条)	認定農業者等への利用権の設定等の促進		
第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等第二節 利用権の設定等の促進 (第十七条)第二節 利用権の設定等の促進 (第十十条)第二節 利用権の設定等の促進 (第二十一条)第二節 利用権設定等促進事業の実施 (第二十二条)第三節 農用地利用集積計画 (第二十二条)第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条第三前 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条第三款 利用権設定等促進事業の実施の促進等(第二十一条)第二章 総則 (第二十八条)第二章 制則 (第二十八条)第二章 制制 (第二十八条)第三章 (第二十八元十八条)第三章 (第二十八元十八条)第三章 (第二十八元十八元十八元十八十八条。	五条・第十六条)		
第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施(第十七条)第二節 利用権の設定等の促進 (第二十一条)第二節 利用権の設定等の促進 (第二十一条) 一年 一年 一十一条の 一年			
第二節 利用権の設定等の促進 第二十一条 第二	農業経営基盤強化促進事業の実施		
第一款 農用地利用集積計画 (第十八条—第二十一条) 第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画 (第二十一条) 第三款 利用権設定等促進事業の特例 (第二十一条) 第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十二条) 第三章 雑則 (第二十八条) 農作業の実施の促進等(第二 年1十1条) 第五章 雑則 (第二十八条—第三十四条) 第五章 雑則 (第二十八条—第三十四条) 第五章 雑則 (第二十八条—第三十四条) 第一章 総則	利用権の設定等の促進		
第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例(第二十一条の二一第二十一条の五) 第三	農用地利用集積計画(第十八条-		
第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計			
画の同意手続の特例(第二十一条の二一第二十一条の二十二条) 第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十二条) 第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進(第二十三条 第三			
第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条) 第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条) 第二章 雑則(第二十八条—第三十四条) 第二章 離則(第二十八条—第三十四条) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 (目の) 第一章 総則 (日の) 第一章 総則 (日の) 第一章 総則 (日の) 第一章 総則 (日の) 第一章 総則 (日の) 第一章 総則 (日の) (日の) (日の) (日の) (日の) (日の) (日の) (日の)	一・きつこう画の同意手続の特例(第二十一条の二―第二		
第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条第三節 農用地利用改善事業の実施の促進(第二十三条第二章 雑則(第二十八条—第三十四条)第二章 総則 (第二十八条—第三十四条)第一章 総則 (第二十五条) 第一章 総則 (第二十二条) 第一章 総則 (第二十二条) 第一章 総則 (第二十二条) 第一章 総則 (第二十五条) 第一章 総則 (第二十二条) 第二章 (第二十二十二条) 第二章 (第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			
第三館 黒戸 共和 月 引き 東京 から 付立 くち ニ 三 名	款		
第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進等(第二 十七条) 第五章 雑則(第二十八条—第三十四条) 第二章 総則 (目的) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 (目的)			
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分 第二章 雑則(第三十五条) 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 第一章 総則 (主力工条) 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則	委託を受けて行う農作業の実施の促進等		
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分 第一章 総則 (目的) 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則	十七条)		
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第一章 総則 第二章 総則	雑則		
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分	罰則		
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生第一章 総則第一章 総則			
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農第一条。この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生(目的)	章		
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農第一条。この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生	(目的)		
業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分	舌の安全に寄手していくとめこよ、効率内かつ安全的な農第一条。この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生		
	業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分		

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	な努力を助長することを旨として実施するものとする。に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用(農業経営基盤の強化の実施)	(責務)	。 を担うような農業構造を確立することが重要であることに とにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改 を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改 を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改 を担うような農業構造を確立することが重要であることに

2 この法律において「青! することが適当な土地

-)をいう。への就業(第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始への就業(第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始又は農業、青年等について「就農」とは、次に掲げる者をいいこの法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい
- 。次号において同じ。) 青年(農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう
- として農林水産省令で定めるものむ者となるために活用できる知識及び技能を有するもの二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営

林水産省令で定める要件に該当するもの 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農

事業をいう。 この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる3 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、

。)

『大学のでは、のでは、いて、利用権設定等促進事業」というする事業(これと併せて行う事業で、第一項第二号からする事業(これと併せて行う事業で、第一項第二号からする事業(これと併せて行う事業で、第一項第二号からを受けることにより取得される使用及び収益を目的とする事業には使用貸借による権利又は農業の経営の委託借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託機用地について利用権(農業上の利用を目的とする賃

(青年の年齢)

原則として十八歳以上四十五歳未満とする。 四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、第一条 農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)第

できる知識及び技能を有する者)
(効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用

- に該当する者とする。 者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれか第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める
- 三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者二 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導一商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者
- と認められる者 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するの事業に三年以上従事した者 の事業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供

(法人の要件)

ものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められる要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める

は、ことに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるも域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるもっとする。 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な病 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的指標 三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 四 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 五 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 「	促進に関する基本方針 に選本方針及び農業経 で域又は自然的経済的 で域又は自然的経済的 で域又は自然的経済的	 業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 業経営基盤の強化を促進するために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業をいう。以下同じ。)の実施を促進する事業のほか、委託を受けて行う農作業方。以下同じ。)の実施を促進する事業を出きる。以下同じ。)の実施を促進する事業を出きる。以下同じ。)の実施を促進する事業を出きる。以下同じ。)の実施を促進する措置を推進する事業をいた。 二 農用地利用改善事業(農用地に関する規程で定めるとこれを表する。
	十年間につき定めるものとする。 五条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の第一条 農業経営基盤強化促進基本方針) (農業経営基盤強化促進基本方針)	

(農業経営基盤強化促進基本構想) (農業経営基盤強化促進基本構想)	る協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限合。第十七条第二項において「市街化区域」という。)を事業実施地域として農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。 4 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。 6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県規定する都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、原法第四十二条第一項の規定による都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県機構にときは、最本方針を変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律という。)及び農業振興地域整備計画その他法律の規定による都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県機構にときば、遅滞なく、これを公表しなければならない。ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(農業経営基盤強化促進基本構想は、前条の基本方針の第二条 法第六条第一項の基本構想は、前条の基本方針の	
(基本構想の作成について意見を聴くべき者) 項の基本構想をいう。以下同じ。)を定めようとするとき は、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の区域 の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同 組合の意見を聴かなければならない。	

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項
- 八条第二項第五号において同じ。)の方法定基準及び支払(持分又は株式の付与を含む。第十付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算別 移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い
- 実施の基準に関する事項と認められる区域の基準その他農用地利用改善事業のと 農用地利用改善事業の実施の単位として適当である
- る事項
 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関す
 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進
- 成及び確保の促進に関する事項農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養
- その他農林水産省令で定める事項

3

4

- 。 規定する計画との調和が保たれたものでなければならない 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第四項に
- のとする。
 の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもるときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他るときは、基本構想を定め、又はこれを変更しようとす

(基本構想に定めるべき事項)

項は、次に掲げる事項とする。 三条 法第六条第二項第五号ホの農林水産省令で定める事

- 利用権設定等促進事業の実施により設定され、又は移利用権設定等促進事業の実施に関し必要な事項を除る。)、農用地利用集積計画の作成のに掲げる事項を除く。)、農用地利用集積計画の作成のに掲げる事項を除く。)、農用地利用集積計画の作成の関係に関する事項(法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)関係に関する事項(法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)関係に関する事項(法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)関係に関する事項(法第六条第二項第五号イ(2)及び(3)
- の実施を促進する事業の実施に関し必要な事項 農用地利用規程の認定手続その他農用地利用改善事業
- 四、その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要なびニに掲げる事項を除く。)業の実施に関し必要な事項(法第六条第二項第五号ハ及三、法第四条第四項第三号に掲げる事業の内容及び当該事

第四条 削除

	第二節 農地中間管理機構の事業の特例等 第二節 農地中間管理機構の事業の特例) (農地中間管理機構の事業の特例) (農地中間管理機構の事業の特例) (農地中間管理事業を行う。) 一 農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業(以下この条において「農地売買等事業」という。) ここ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業 三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号において「農地売買等事業」という。) に
(基本構想の公告) 第六条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県知事第六条 法第六条第六項の規定により聴いた意見」とあるのて、第五条中「第二条の規定により聴いた意見」とあるのて、第五条中「第二条の規定により聴いた意見」とあるのによる基本構想の変更について準用する。この場合においたよる基本構想の変更について準用する。この場合においたよる基本構想の変更について準用する。この場合においてよる基本構想の変更について準用する。この場合においてよる基本構想の変更について準用する。この場合においてよる基本構想の変更について準用する。この場合において、第五条中「第二条の規定は、法第六条第五項の規定と表の規定は、表面では、数面では、数面では、数面では、数面では、数面では、数面では、数面では、数	6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事(当該市町村の区域内に第十三条の二第四項の規定による通知に係る農林水産大み、又は営もうとする者があるときは、都道府県知事及び農林水産大臣)に当該基本構想の写しを送付しなければならない。
道府県知事に提出しなければならない。規定により聴いた意見を記載した書面を添えて、これを都つき協議をしようとするときは、当該基本構想に第二条の第五条 市町村は、法第六条第五項の規定により基本構想に(基本構想の協議手続)	知事に協議し、その同意を得なければならない。

所年 る 号に事のすめる る 号すび関 る 林垻 な認 有法 事 に項 填るする 事 に事 する す 水産	第三項に規定する農地所有適格法人(以下「農地所有産権法人の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の	三 法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げする事項	ト その他法第七条第二号に掲げる事業の実施方法に関へ 信託と併せ行う貸付けに関する事項 「信託の終了に関する事項」 信託の終了に関する事項 ニ 信託財産に係る損失の塡補に関する事項	ハ 信託財産の管理に関する事項 「信託財産の売渡しに関する事項」 「信託財産の売渡しに関する事項」 「信託財産の売渡しに関する事項」 「日託の引受けに関する事項」 「日本の引受けに関する事項」 「日本の引受ける事項」 「日本の引使する事項」 「日本の利を利を利用を与本の利を用する事項」 「日本の利を利用を与本の制度を与本の制度を与本の制度を与本の制度を与本の制度を与本の制度を与本の制度を与本の利を与本の制度を与本の利度を与本の制度を与本の生を与本の生を与本の生を与本の生を与本の生を与本の生を与本の生を与本の生	う事質 二 法第七条第二号に掲げる事業の実施に関する次に掲げ する事項 コ 法第七条第二号に掲げる事業の実施に関する次に掲げ する事項	こ その也去第七条第一号こ掲げる事業の実施方去こ関ハ 農用地等の管理に関する事項ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項イ 農用地等の買入れに関する事項	2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に 2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に 2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に	にはならない。 二 定数 二 定数 三 たいう。)を定め、都道府県知事の承認を受けなけれ ころにより、当該事業の実施に関する規程(以下「事業規 で定めると で定めると 三 大道 でにあると でにあると 第八条 法第八条第一項の承認の申請は、 第八条 法第八条第一項の承認の申請は、 (事業規程)	は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又思、農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して事業事業により買い入れた農用地等を利用して譲渡する事業
---	--	--------------------------------	--	---	---	---	---	--	--

- 3 都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に3 都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に
- 基本方針に適合するものであること。
- 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。 業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよ二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農

ること

- の取得に関する事項適格法人」という。)に対する出資及び持分又は株式
- 又は株式の譲渡に関する事項 単地中間管理機構が当該事業に基づき取得した持分
- 施に関する事項 法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実
- 八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(以下五 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十施に関する事項
- 事頁 六 その他法第七条各号に掲げる事業の実施方法に関する

及び関係団体との連携に関する事項

「都道府県機構」という。)、農業委員会等の関係機関

(事業規程の承認基準)

- は、次のとおりとする。 第十条 法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準
- 連携が図られると認められるものであること。 県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な 法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、都道府
- における農業用施設は次に掲げるものであること。七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合設の用に供する土地とすることが適当な土地につき法第一 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施

イ 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全

又は利用上必要な施設

- 材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用の生産、集荷、調製、貯蔵又は保管(農業生産資物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設に、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物に、農産物貯蔵施設をの他これらに類する農畜産物は、農産物貯蔵施設をの他に、
- 二 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処 |

に供する施設

二条第一項及び第二項、第二十七条第一項並びに第三十条管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間第十一条農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行 (農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)	(承認の取消し) (承認の取消し)	、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。 2 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について 都道府県知事の承認を受けなければならない。 ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、	4 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該産者の種類を公告しなければならない。
		認について準用する。(事業規程の変更等の手続)	理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設 理の用に供する施設

ればならない。 一 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表者の 氏名 四 委託しようとする法人の事務所の所在地 四 委託しようとする法人の事務所の所在地 四 委託しようとする法人の登記事項証明書 一 委託しようとする法人の登記事項証明書	2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。 による委託を受け、当該業務を行うことができる。 (業務規程の認可) (表表規程の認可)
項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなけより業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事第十二条の四 支援法人は、法第十一条の四第一項の規定に(支援法人の業務の一部委託の認可の申請)	一部を金融機関に委託することができる。 1987年の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受け一条の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受(業務の委託)
	六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 びこれらの事業に従事する者の研修を行うこと。 五 第七条各号に掲げる事業に関する調査研究を行い、及
	の 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと 四 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと。 一 農地中間管理機構に対し、第一号に規定する事業の実施 のために必要な資金の貸付けを行うこと。 一 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施 一 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施
	農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資ー 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業その他のる。

第十一条の六 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林があるとさも、同様とする。		2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。 3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めると さ。 4 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。
第十二条の六 支援法人は、法第十一条の六第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた後遅滞なく)、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。 一 事業計画書 三 収支予算書 二 収支予算書 二 収支予算書 三 前事業年度の予定貸借対照表 四 当該事業年度の予定貸借対照表 2 前項第一号の事業計画書には、法第十一条の三各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。 3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。 事類 (事業計画書等の変更の認可の申請) 第十二条の七 支援法人は、法第十一条の六第一項後段の規第十二条の七 支援法人は、法第十一条の六第一項後段の規	(事業計画等の認可の申請)	(業務規程の記載事項) (業務規程に記載すべき条件に関する事項 (業務規程の記載事項) (業務規程の記載事項) (業務規程の記載事項)

	(指定の取消し) 三 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。 京十一条の十 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいず な虚偽の報告をしたとき。 三 支援法人が第十一条の八の規定による報告をせず、又 二 支援法人が第十一条の八の規定による報告をせず、又 によ偽の報告をしたとき。 には虚偽の報告をしたとき。
	ることができる。 (改善命令) は (改善命令)
	な報告をさせることができる。 業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき 業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき 第十一条の八 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる
と区分して整理しなければならない。 文務(以下「債務保証業務」という。)に係る経理につい業務(以下「債務保証業務」という。)に係る経理についり、以下、人は、法第十一条の三第一号に掲げる(区分経理の方法)	ばならない。 経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなけれ 農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る 第十一条の七 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、 (区分経理)
は、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。まる事業報告書及び収支決算書の提出をしようとするとき第十二条の八善支援法人は、法第十一条の六第二項の規定に(事業報告書等の提出)	水産大臣に提出しなければならない。 業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事
類を添付しなければならない。 第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又はよりに提出しなければならない。このた申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようと	

5 第十二条 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したと 3 2 る者その他の地域の関係者の理解と協力を得るように努め 趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用す 関する計画を含めることができる。 営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、 町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は きは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 るものとする。 のであると認めるときは、その認定をするものとする。 て、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するも 化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に 給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑 若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供 なければならない。 とができる。 農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであ 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な 当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けるこ 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その ること。 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合におい 関する目標 前項の農業経営改善計画には、 (農業経営改善計画の認定等) ものであること。 第一項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、 の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に 基本構想に照らし適切なものであること。 その他農林水産省令で定める事項 前号の目標を達成するためとるべき措置 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理 農業経営の現状 第三章 第一節 第六条第五項の同意を得た市町村(以下「同意市 農業経営改善計画及び青年等就農計画等 農業経営改善計画 次に掲げる事項を記載し 第十四条 第十三条 法第十二条第一項の農業経営改善計画 産大臣の定める様式により作成するものとする。 基準は、次のとおりとする。 所有適格法人を除く。)が法第十二条第三項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地 措置として当該農業経営改善計画を作成した者 、農業経営改善計画の認定基準 (農業経営改善計画の認定申請手続) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であ その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める は、 (農地所 農林水

当するものであること。まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該有適格法人であるものに限る。)に出資をする計画が含

- 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからも、の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分に。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分に。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分に。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。
- 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会出)のでないこと。
- 三 その農業経営改善計画に、法第十二条第三項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者であって、当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者であって、当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者で、当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者で、当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者で、当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に関定する関連事業者を出る計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

- 定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村のれる農業経営改善計画について法第十三条の二第三項の規いる農業経営改善計画について法第十三条の二第三項の規とき又は前項第二号若しくは第三号に規定する計画が含まこ号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするという。)が農業経営改善計画が前項第二号若しくは第2 法第六条第五項の同意を得た市町村(以下「同意市町村

(数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等) (数市町村にわたる事項の処理等)	(農業経営改善計画の変更等) (農業経営改善計画の変更等) (農業経営改善計画の変更等) (農業経営改善計画の変更等)	五年とする。 五年とする。 (農業経営改善計画の
(同意市町村からの意見の聴取等の手続) (同意市町村からの意見の聴取は、当該二以上の同意市町村に係 を農業経営改善計画の写しを送付してするものとする。		五年とする。 効期間は、法第十二条第一項の認定をした日から起算して外五条 法第十二条第一項又は第十三条第一項の認定の有(農業経営改善計画の認定の有効期間)

う、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよ金融公庫(以下「公庫」と総称する。)は、認定農業者が第十四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発(資金の貸付け)	(農地法の特例) (農地法の特例) (農地法の特例) (農地法の特例) (農地法の特例) (農地法の特例) (農地法の特別) (農地法の特例) (農地法の特別) (農地法の特別) (農地法の特別) (農地法の特別) (農地法の特別) (農地法の特別) (農地法の特別) (農地法の時別) (農地法第二条第三項に規定する措置として認定農業者等に対している場直項に規定する担員」とあるのは「次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する措置として、関連事業者等の投員が認定農業者の農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する措置として、関連事業者等の投員が認定農業者の農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する担員」とあるのは「次に掲げる者又は関連事業者の理。))とあるのは「以下この号において同じ。)を兼ねる場合における当該理事等」と、「次号において同じ。)を兼ねる場合における当該理事等」と、「次号において同じ。)を兼ねる場合における当該理事等」と、「次号において同じ。)を兼ねる間項に規定する関連事業者等(当該認定計画に従つてその法人に出資しているものに限る。)の役員が理事等」とする。	第十二条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認第十二条第一項の認定又は前条第二項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村の意見を聴かなければならない。 第一項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村にその旨を通知しなければならない。
		を送付してするものとする。への通知は、当該認定又は認定の取消しに係る書面の写しへの通知は、当該認定又は認定の取消しに係る書面の写し2 法第十三条の二第四項の規定による二以上の同意市町村2 法第十三条の二第四項の規定による二以上の同意市町村

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであること。	を 大区 大区 大区 大区 大区 大区 大区 大区 大区 大区	適当である旨の認定を受けることができる。 (青年等就農計画の認定) おいる により、青年等就農計画を営むうとする青年等(新たに農業者を除く。)は、ないもの(次項第一号において「既に農業経営を開始しないもの(次項第一号において「既に農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過で開発の四 同意市町村の区域内において新たに農業経(青年等就農計画の認定)	(研修の実施等) (研修の実施等) (研修の実施等) (研修の実施等) まの態様の改善等のために必要な経営管理の合理化、農業従認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従認定計画の達成のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標第十五条の五 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 こと。 (青年等就農計画の認定基準)		(法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。 第十五条の四 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。 (青年等就農計画の認定申請手続) (法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間)	

(公庫が行う貸付け) (公庫が行う貸付け) (公庫が行う貸付け) (公庫が行う貸付け) (公庫が行う貸付け)	(青年等就農計画の変更等) (青年等就農計画の変更等) (青年等就農計画の変更等) (青年等就農計画の変更等) (前項の規定による変更の認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 以下「認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定を受けたときは、当前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。	
		を達成するために適切なものであること。 を達成するために適切なものであること。

の全部の貸付けを行うこと。
二項において同じ。)に対し、当該貸付けに必要な資金
二項において同じ。)に対し、当該貸付けに必要な資金
の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第
業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他
号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農

2

促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。 の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化 の業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号まで 条」とあるのは「第十一条及び農業経営基盤強化促進法第 九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経 業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第 第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付け 十四条の六第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表 営基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一 に第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十 営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務並び と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業経 の六第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」 する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十四条 務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定 に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業 び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する 業務及び農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六 三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第 五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第 各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十 十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは 十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる 一号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号 十五号)第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第 号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第 条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同 「掲げる業務及

年法律第六十五号)」と、同法第十九条第一項第八号中「名のは「この法律、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五ては、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律」とあ二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各

3

(融資機関)

関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫と第三条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機

(政府が行う利子補給) 第十四条の九 政府は、公庫が第十四条の六第一項各号の貸第十四条の九 政府は、公庫が第十四条の六第一項各号の貸第十四条の九 政府は、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をはぶことができる。 2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をはぶことができる。 3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。	号の青年等就農資金の貸付けについて準用する。 2 前条の規定は、融資機関が行う第十四条の六第一項第二は六年以内で公庫が定める。 は六年以内で公庫が定める。 (融資機関が行う貸付け)	。)は十七年以内、据置期間は五年以内で公庫が定める。その償還期限(据置期間を含む。次条第一項において同じ第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、(貸付金の利率、償還期限等)	(イ、ロ又は二に定める者」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定する業務」と、同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務」とあるのは「大は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。
(政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結) 第四条 株式会社日本政策金融公庫に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣(沖縄振興開発金融と。)の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法じ。)の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法のの定めるところにより、当該利子補給契約に係る法別の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法別を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。			

(国等の援助等) (国等の援助等) (国等の援助等) (国等の援助等)	単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。 単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。 等育成センター」という。)としての機能を担う体制を、 らの者の関係者からの青年等の就農に関する情報の提供そ 並びに当該者に対し、青年等の就農に関する情報の提供そ 並びに当該者に対し、青年等の就農に関する情報の提供そ がの他の援助を行う拠点(次条第一項において「青年農業者 をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれ らの者の関係者からの青年等の就農に関する情報の提供 がは、新たに就農をしようとする青 第十四条の十一 都道府県は、新たに就農をしようとする青 第十四条の十一 都道府県は、新たに就農をしようとする青 第十四条の十一 都道府県は、新たに就農をしようとする青 第十四条の十一 和道府県は、新たに就農をしようとする青 第十四条の十一 和道府県は、新たに就農をしようとする青 第十四条の十一 第一条の計画を表する。	(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例) 第十四条の十 株式会社日本政策金 がわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金 かわらず、五年を超えない範囲内で、認定就農者が認定就農 かわらず、五年を超えない範囲内で、認定就農者が認定就農 かからず、五年を超えない範囲内で、認定就農者が認定就農 かからず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号	4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が 4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約において定 支給する利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契 の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高が、当該貸付 の条件に従い償還されるものとした場合における計算上 の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高が、当該貸付 が 高い

積を図るため当該農地中間 では、前条第二項の農用地を の保有及び利用を可認定等が では、前条第二項の規定にお で理機構を含めた調整にお で理機構を含めた調整にお を理機構を含めた調整にお	第十六条 同意市町村の農業委員会は、前条第第十六条 同意市町村の農業委員会は、前条第二項 む者に対する農用地についての農地中間管理機構を含 当該農用地についての農地中間管理機構を含 当該農用地についての農地中間管理機構を含 きむ周辺の地域における農用地について、当該農用地について、当該農用地について、当該農用地について、当該農用地につの農地中間管理機構を含 を
一項ただし書文(東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京)	法律第三条第一項大でし書文は第五項の規定により農業委法律第三条第一項大でし書文は第五項の規定により農業を置かない市町村にあつては、その長。以下同じ。)は、認定農業者若しくは認定就農者から農力用権の設定等を受けたい旨の申出の内容を勘案して認定機構を含めて当該農地中間管理機構の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者者がら利用権の設定等について利用権の設定等が行われるよう農工は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農工が、第一分の大場合には、その農業上の利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があつた場合には、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地中間管理機構の同意を得て、当該農地中間管理機構を含めて当該調整を行うものとする。は、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における事業の実施を図るため特に必要があると認めるときは、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の活果、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。は、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農は、その農業上の利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。は、その農業上の利用を含めて当該調整を行うものとする。は、その農業との制用をであるときは、第一項の規定による農用地の利用関係の調整のおり、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して製めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを同意市町村の長に対して、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを同意市町村の長に対して、第十八条第二項を対して、当該に対して、第十八条第二項を対して、当該とは、第十八条第二項の規定によりによりによりに対して、第十八条第二項の規定によりといるとは、第十八条第二項の規定によりによりによりに対して、第十八条第二項の規定によります。
利用権の設定等の	第三節

用地利用集積計画を定めようとするときは、農用地の農業第十六条 同意市町村は、法第十八条第一項の規定により農(農用地利用集積計画の作成)	り、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定め第十八条の同意市町村は、農林水産省令で定めるところによ(農用地利用集積計画の作成)
	第一款 農用地利用集積計画第二節 利用権の設定等の促進
	第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施第一節 農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業の表施
	管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、 同意市町村の長に対し、 次項の規定による通知をするよう 要請することができる。

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の算定権である場合にあつては農業の経営の委託を受けることにび方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにび方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにび方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにび方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにびり、当該利用権が農業の経営の委託を受ける利用権の基定等を行う者の氏名又は名称及び住所と、当該利用権の関定等を行う者の氏名又は名称及び住所と、第一号に規定する者に前号に規定する土地について利用を、第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後	2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。第六号において同じ。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地番、地面、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では	なければならない。
	(耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者) 第五条 法第十八条第二項第二号の政令で定める者は、次に第五条 法第十八条第二項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主 こ 次条第一号から第四号までに掲げる場合及び同条第五号の農林水産省令で定める場合において利用権の設定等を受ける者	

2 同意市町村は、農用地について共有持分を有する者であると配慮をするものとする。) を定めようとする場合は、それ以外の場面(存続期間が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。) を定めようとする場合は、それ以外の場合において農用地の管理を行つているものからの作成の申出のな配慮をするものとする。

、 育一号こ見定ける音が刊用権の役官等を受けた後とお 並びに移転の対価並びにその支払の相手方及び方法 における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期

、 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事いて行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事いて行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事いて行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事い、第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後にお

こ その他農林水産省令で定める事項

でなければならない。 8 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するもの

であること。農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するもの

二号イからチまでに掲げる者に限る。)が当該農地所有 後において、次に掲げる要件(農地所有適格法人及び同 後において、次に掲げる要件(農地所有適格法人及び同 大会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合連 合会が利用権の設定又は第七条第一号に掲げる事業の に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連 合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合連 合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合連 合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機 を会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機 を会が利用権の設定ととなること。ただし、農地中間管理機 を会が利用権の設定ととなること。ただし、農地中間管理機 を会が利用権の設定ととなること。ただし、農地中間管理機 を会が利用権の設定等を受けるとき、農地所有適 を会が利用権の設定等を受けた とき、農地所有適 を会が利用権の設定等を受けた

して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。その開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるイ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農令で定める場合にあつては、この限りでない。

設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政適格法人に前項第二号に規定する土地について利用権の

と認められること。

本書の事業に必要な農作業に常時従事する

(農用地利用集積計画に定めるべき事項)

並びに同項第一号に規定する者の農業経営の状況とする。する事項(同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)する事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受け第十七条 法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定め

(利用権の設定等に関する要件が緩和される場合) との下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。)との正欄に掲げる場合(第二号から第四号までに掲げる場象土地」という。)を別表第一の上欄に掲げる土地として象土地」という。)を別表第一の上欄に掲げる土地としての下欄に掲げる場合(第二号ただし書の政令で定める場第六条 法第十八条第三項第二号ただし書の政令で定める場がある場合の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。

を受ける場合
一項第二号に掲げる業務の実施によつて利用権の設定等金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第六条第

設定等を受ける場合利用を目的とする用途に限る。)に供するため利用権の一 地方公共団体が対象土地を公用又は公共用(農業上の

の設定等を受ける場合 構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権 構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため利用権 飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の二条第二項第一号に規定する法人が対象土地を稚蚕共同三 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第

の設定等を受ける場合で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規省令で定める法人が対象土地を当該法人が行う同号に規

五 その他農林水産省令で定める場合

第十八条 農業経営基盤強化促進法施行令(以下「令」とい(利用権の設定等に関する要件が緩和される場合)

一 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人っ。)第六条第五号の農林水産省令で定める場合は、次にと認められることとなるときに限り、第六号又は第月に掲げる場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合でありた後において対象土地を効率的に利用権の設定等を受けた後において対象土地を別表の上欄に掲げる土地として利用象土地」という。)を別表の上欄に掲げる土地として利用象土地」という。)を別表の上欄に掲げる土地として利用象土地」という。)を別表の上欄に掲げる土地として利用象土地」という。)を別表の上欄に掲げる場合である場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合である場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合である場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合である場合(第一号、第四号又は第五号に掲げる場合である場合(第一号)を対して、

の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地財産を含む。)の額が基本財産の総額の過半を占めるものに限る。)又は一般財団法人(市町村が料を占めるものに限る。)又は一般財団法人(市町村が基本財産のでるの基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。)の数が議決権の総数の過組合の有する議決権を含む。)の数が議決権の総数の過組合の有する議決権を含む。)の数が議決権の総数の過組合の有する議決権を含む。)の数が議決権の総数の過程を占めるものでその有する議決権(その社員のうちとなつているものでその有する農用地の効率的かつ安定的な農業協同組合、一般社団法人(市町村が社員の対象率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の効率的かつ安定的な農業協同組合、一般社団法人(市町村が社員の対象率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の対象率的が支援を

権の設定等を受ける場合

が対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用

い。
ある場合にあつては、次に掲げる要件の全てを満たすこ三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者で

に農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法「農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法で的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等を買い入れて、当該農用地を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)をめに所有権の移転を受ける場合(次号に掲げる場合を除く。)をあいの事務を選続的に実施している者が地域の効率的かつ安事業を継続的に実施している者が地域の効率的かつ安等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等を買い入れ

農也所有適各去人の組合員、仕員又は朱主(農地去第等を受ける場合施している者が当該事業を実施するために利用権の設定を実地に習得させるための研修を行う事業を継続的に実

一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一場地所有適格法人であるものを除く。)が対象土地を農地所有適格法人であるものを除く。)が対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるとき。ついて利用権の設定を行う見込みが確実であるとき。七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人に出該対象土地に中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行き見込みが確実であるとき。一農地所有適格法人であるものを除く。)が対象土地に中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行き場合であって、当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第一農地所有適格法人の組合法の表別である。

、 ことなどに、留って一日三にまちずよっても、第二条掲げる事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)が対象土地を農用地以外の土地として同号に六号)第九十三条第二項第二号に掲げる事業を行うもの 大号)第九十三条第二項第二号に掲げる事業を行うもの 生産森林組合(森林組合法(昭和五十三年法律第三十二

ける場合

「大き事業に供するため利用権の設定等を受る土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受る土地として当該事業に供するため利用権の設定等を除第二項各号に掲げる事業(同項第六号に掲げる事業を除第二項各号に掲げる事業(同項第六号に掲げる事業を除第二項各号に掲げる事業に供するため利用権の設定等を受ける場合

4 請の内容と一致するものであるときは、第一項の規定にか の要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合において 項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農用地利用集 る目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二 かわらず、農業委員会の決定を経ることを要しない。 兀 容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。 積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内 一 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又 その定めようとする農用地利用集積計画の内容が当該要 くは 地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図る目的 八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用 和二十四年法律第百九十五号)第五十二条第一項又は第 係る農用地の利用関係の改善を図る目的 市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若し るところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定め 同意市町村は、第十五条第四項の規定による農業委員会 れていれば足りる。 る。)の設定又は移転をする場合における当該土地につ いて利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限 得られていること。ただし、数人の共有に係る土地につ 用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作 いて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得ら いて所有権を有する者の同意については、当該土地につ 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定め 見込まれること。 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定 耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること 業務執行役員等をいう。第二十条の二第一項第三号に 役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと おいて同じ。)のうち一人以上の者がその法人の行う 務執行役員等(農地法第三条第三項第三号に規定する 一部とする土地改良区 その地区内の土地改良法(昭 質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使 その者が法人である場合にあつては、その法人の業 その者が地域の農業における他の農業者との適切な 一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に とする。 第十九条 法第十八条第五項の規定による申出は、 組合又は土地改良区の代表者が法第十八条第二項各号に掲 をしようとする農用地利用改善事業を行う団体、 げる事項の全部又は一部を記載した書面を添えてするもの (農用地利用集積計画の作成の申出) 農業協同当該申出

(農用地利用集積計画の取消し等) (農用地利用集積計画の取消し等) 第二十条の二 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 一 その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。 三 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていないと認めるとき。	権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用第二十条 前条の規定による公告があつたときは、その公告(公告の効果)	(農用地利用集積計画の公告) (農用地利用集積計画の公告)
		まり行うものとする。 は、一次の掲載、インターネットの利用その他の適切な方法に、 規定する農業経営の状況を除く。)について、市町村の公規定する農業経営の状況を除く。)について、市町村の公計画を定めた旨及び当該農用地利用集積計画の決定の公告) (農用地利用集積計画の決定の公告)

(不確知共有者の探索の要請) (不確知共有者の探索の要請)	年法律第百二十三号)の特例を定めるこ土地の登記については、政令で、不動産土地の登記については、政令で、不動産	4 前項の規定による公告があつたときは、第二項の規定による公告があつたときは、第二項の規定による農用地利用集積計画の取消しがあつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地があつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、第二項の規定にあるでは第二項の規定による公告があつたときは、第二項の規定にあるでは、第二項の規定にあるでは、第二項の規定にあるでは、第二項の規定にあるでは、第二項の規定にものとする。	公告しなければならない。
		洋した世界で当該農用地利用集和計画の5-4-11該用洋しにより行うものとする。 により行うものとする。	角ンに行び、在交替用型引引を賃上回り、の在交叉角ンでの賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り農用地利用集積計画のうち法第二十条の二第二項各号に係第二十条の二 法第二十条の二第三項の規定による公告は、(農用地利用集積計画の取消しの公告)

行うよう要請することができる。

める方法により、 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定 農業委員会は、前項の規定による要請を受けた場合には 不確知共有者の探索を行うものとする。

(不確知共有者の探索の方法)

第七条 情報」という。)を取得するため次に掲げる措置をとる方 めに必要な情報(以下この条において「不確知共有者関連 名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するた 有者不明農用地等について共有持分を有する者の氏名又は 法とする。 法第二十一条の二第二項の政令で定める方法は、共

求すること。 当該共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請

一 当該共有者不明農用地等を現に占有する者その他の当 のに対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めるこ 有すると思料される者であつて農林水産省令で定めるも 該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保

思料される者(以下この号及び次号において「登記名義 関連情報の提供を求めること。 明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と 記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登 の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知共有者 人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所 人等」という。)が記録されている住民基本台帳又は法

併により設立された法人その他の当該共有者不明農用地 場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登 登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登 る戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の 等の共有持分を有する者と思料される者が記録されてい 記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合 知共有者関連情報の提供を求めること。 者関連情報を保有すると思料される者に対し、 記官その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した 当該不確

第二十条の三 令第七条第二号の農林水産省令で定めるもの (不確知共有者関連情報を保有すると思料される者) 次の各号に定める者とする。

当該共有者不明農用地等を現に占有する者

有者関連情報を保有すると思料される者 する農地台帳に記録された事項に基づき、当該不確知共 農地法第五十二条の二の規定により農業委員会が作成

三 当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者であつ て知れているもの

(不確知共有者関連情報の提供を求める方法)

第二十条の四 供を求める場合には、 当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報の提 のとする。 農業委員会は、令第七条第四号の規定により 次に掲げる措置をとる方法によるも

当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄 簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、 合にあつては、当該登記名義人等が記録されている戸籍 付を請求し、戸籍謄本等に記載されている登記名義人等 本(以下この号において「戸籍謄本等」という。)の交 において「登記名義人等」という。)が自然人である場 令第七条第三号に規定する登記名義人等(以下この条

(共有者不明農用地等に係る公示) (共有者不明農用地等に係る公示) (共有者不明農用地等について、農用地利用集積計画の定が次に掲げる事項を公示するものとする。 一 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積 一 共有者不明農用地等のの在、地番、地目及び面積 一 共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨	
	五 前各号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に対して、当該共の共有持分を有する者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。
	の相続人を確認すること。 二 前号において確認した相続人が記録されている戸籍の 一 前号において確認した相続人が記録されている戸籍の 一 一 前号においては、合併後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合併後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合併後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合併後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合併後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合併後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合併後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合所後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、合所後存続し、又は合併により解散した場合 にあつては、当該登記有る 一 登記名義人等が法人であり、合併以外の理由により解 散した場合にあつては、当該登記名義人等の登記事項証明書の 交付を請求すること。 第二十条の五 令第七条第五号の農林水産省令で定める措置 は、当該共有者不明農用地等に係る不確 知共有者関連情報の提供を求めること。 (共有持分を有する者を特定するための措置) される者に宛てて送付すべき書面を書留郵便その他配達を される者に宛てて送付すべき書面を書留郵便その他配達を される者においては、当該措置に代えて、共有持分を有する 者と思料される者を訪問する措置によることができる。 る者と思料される者を訪問する措置によることができる。

第三節 農用地利用改善事業の実施の促進	よの用場ら、委	第三款 利用権設定等促進事業の推進	(情報提供等)	用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農第二十一条の四一不確知共有者が前条第五号に規定する期間(不確知共有者のみなし同意)	四、前号に規定する権利の種類、内容、好期、有続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法 五、不確知共有者は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べることができる旨 「本できる旨」 「本語のとのとのとのでは、借賃並びびに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びにという。
					(不確知共有者からの申出) (不確知共有者からの申出) (不確知共有者からの申出) 三 当該申出の趣旨

(農用地利用規程)

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号の記古とよって、当該農用地利用規程を定め、これを同意市町村をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有しているものに限る。)であつた、第六条第二項第五号口に規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条の準則となる農用地利用規程が適当である上である基準に提出して、当該農用組合法第七十二条の十第一項第一号のに提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を表することがである。

- 2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるも受けることができる。
- 関する基本的な事項と開発を図るための措置によりである。
- 農用地利用改善事業の実施区域
- 項 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事

業の効率化に関する事項 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作

兀

五.

農用地の利用関係の改善に関する事項認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他

当するときは、同項の認定をするものとする。て、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合におい

3

六 その他必要な事項

ること。 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであ

一 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的

経営の改善に資するものであること。一の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業利用を図るために適切なものであること。

用改善事業を実施する見込みが確実であること。者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利一 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請

な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況

4

(定款等の記載事項の基準

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第	からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは と見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。 第2、2、2、3、4、4、5、6、6、6、6、6、6、6、6、7、6、7、6、7、6、8、7、6、8、7、7、7、8、7、8
三 その他農林水産省令で定める要件	(特定農業団体の要件) (特定農業団体の要件) (特定農業団体の要件) (特定農業団体の要件) (特定農業団体の要件) こと。 こと。
(特定農業団体の要件) 三 その耕作又は養畜に係る利益をすべての構成員に対し 一 耕作又は養畜を行うことを目的とするものであること 一 村作又は養畜を行うことを目的とするものであること 同して負担していること。 配分していること。	(農業経営を営む法人となることに関する計画の基準) 第二十条の七 令第九条第二号の農林水産省令で定めるま準 り、かつ、その日が、その団体が定められた特定農用地り、かつ、その目が、その団体が定められた特定農用地り、かつ、その領が、同意市町村の基本構想において農業経営を営む法人となるために実施する。 三 その団体が農業経営を営む法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。 三 その団体が農業経営を営む法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。 三 その団体が目標とする農業所得の額(以下「目標農業所得額」という。)が定められており、かつ、その領が、同意市町村の基本構想であること。 画 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定が、同意が関する計画の基準といい。

のとする。 二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるも 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

の集積の目標 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用

同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農 ての利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地につ

げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなけれおいて、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲 げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなけ 用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合に 第一項の認定をしてはならない。

ること。 の農用地の相当部分について利用の集積をするものであ前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用 の委託を受けることが確実であると認められること。 は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業 権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつ て利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又 た場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地につい

計画とみなす。 特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規 (以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた

7

8 令で定めるところにより、 う努めなければならない。 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省 遅滞なく、その旨を公告するよ

特定農用地利用規程の有効期間は、 政令で定める。

9

(特定農用地利用規程の有効期間)

第十条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第二十三条第 することができる。 承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長 には、農林水産省令で定めるところにより、 められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合 同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定 項の認定を受けた日から起算して五年とする。ただし、 同意市町村の

(農用地利用規程の認定の公告)

二十四条第四項で準用する場合を含む。)の規定による公第二十一条 第二十条の規定は、法第二十三条第八項(法第 告について準用する。

第二十一条の二 令第十条ただし書の特定農用地利用規程の 農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えて 延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとす 該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定 る団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当 しなければならない。 (特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続)

申請者の名称、 主たる事務所の所在地及び代表者の氏

名

(農用地利用規程の特例) (農用地利用規程の特例) (農用地利用規程の特例) (農用地利用規程の特例) (農用地利用規程の特例) (農用地利用規程の特例) (農用地利用規程について前条第一項に規定する関本は、その行おう差に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地の利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることができる。 (政び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構で限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構で限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構で限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構の設定等をで定めることができる。 (農用地利用規程について前条第一項の認定の申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を定めることができる。ときは、農林水産省令で定める事項が定められている農用地利用規程を当該公告の日から二週間公衆の経覧に供きなければ、第一項に規定する事項が定められているとさは、農林水産省令で定める事項が定められている農用地利用規程を当該公告の日から二週間公衆の経覧に供きなければ、第一項に規定する事項が定められているとさは、農林水産省令で定める事項が定められている農用地利用規程を当該公告の日から二週間公衆ときは、当該農用地利用規程を当該公告の日から二週間公衆ときは、当該農用地利用規程を当該公告の日から二週間公衆ときな、当該農用地利用規程を対している。 (農用地利用規程について前条第一項の認定の申請があつたとができる。	10 第一項の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。とができる。
(法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められてい (法第二十三条の二 第一項の認可の申請があった旨及び当該 は、法第二十三条の二第一項の認可の申請があった旨及び当該 中請に係る農用地利用規程について、同意市町村の公報へ の掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により 行うものとする。	こ 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要二 延長の期間

八条第三項第四号の権利を有する者(以下この条におい一 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき第十きでなければ、同条第一項の認定をしてはならない。項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当すると

て「所有者等」という。)の三分の二以上の同意が得ら

定等を受けることが確実であると認められること。申出があつた場合に、当該認定農業者が当該利用権の設から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の二 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等れていること。

5

設定若しくは移転又は所有権の移転を行つてはならない。
と受けた場合には、当該農用地利用規程において利用権の機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の機構を除く。)は、当該農用地利用規程において同条第一項の認定定められている農用地利用規程について同条第一項の認定定められている農用地利用規程について同条第一項の認定に対してはならない。

る。出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとす出があつたときは、当該利用権の設定等を行いたい旨の申から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申。農地中間管理機構は、前項に規定する農用地の所有者等

6

出した額とする。

並利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算前項の規定により利用権の設定等を行う場合における当

(使用及び収益を目的とする権利)

ものを除く。)とする。
にする行為に係るものに限る。)に供するために取得するの設置その他の一時的な利用(農用地を農用地以外のものの設置その他の一時的な利用(農用地を農用地以外のものの設置その他の一時的な利用(農用地を農用地以外のもので設置をの他の一時的な利用(農用地を農用地以外のものを除く。)とする。

(利用権の設定等の対価の算定方法)
(利用権の設定等の対価の算定方法)
(利用権の設定等の対価の算定方法)
(利用権の設定等の対価の算定方法)

10 9 8 いる農用地利用規程に係る認定団体に対し、農用地利用改同意市町村の長は、第一項に規定する事項が定められて 善事業の実施状況に関し必要な報告をさせることができる 条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全 用地利用改善事業の実施区域内にあるときは、同法第十三 除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る ることを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から 法第三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供す による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同 てを満たすほか、当該農用地利用規程の有効期間が満了し に規定する事項が定められているものに限る。)に係る農 土地が前条第一項の認定を受けた農用地利用規程(第一項 ている場合に限り、することができる。 第 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定 一項に規定する事項が定められている農用地利用規程 政令で定める。 年とする。

項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする る次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次

- 形状 位置
- 環境

五四 収益性

形成上の諸要素 前各号に掲げるもののほか、一 般の取引における価格

は、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、 前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないとき 適宜その他の

2

事項を勘案して、算出するものとする。 地の価格 借賃、 地代、 小作料等の収益から推定されるその農用

一 利用権の設定等を行う農用地の所有者がその農用 取得及び改良又は保全のため支出した金額 地の

三 その農用地についての固定資産税評価額(地方税法 税台帳に登録されている価格をいう。 昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十一条第一 場合の評価額 項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課)その他の課税の

る農用地利用規程の有効期間) (法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められてい

第十二条 法第二十三条の二第一項に規定する事項が定めら 程が法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五 れている農用地利用規程の有効期間は、当該農用地利用規

													_
の認定又は届出について準用する。 十三条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更 項の規定は第一項の規定による変更の認定について、第二 項の規定は第一項の規定による変更の認定について、第二 4 第二十三条第三項及び第六項並びに前条第三項及び第四		る。 該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができ	用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に出かあくたときに、その変更後のもの)に従って農用地利	は、うつことは、こうで見後ついうことので象月也引る農用地利用規程(前二項の規定による変更の認定又は届	3 同意市町村は、認定団体が第二十三条第一項の認定に係利用規程を同意市町村に届け出なければならない。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。	2 認定団体は、前項ただし書の場合(同項ただし書の農林	は、この限りでない。は、この限りでない。	Rを営む法人を特定農業法人として定めよう において当該特定農用地利用規程を変更し	責、生員苦しくは朱主とする農業経営を営む去人となったろにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合で定められた特定農業団体が、農材水産省令で定めるとこ	ければならない。た程を変更しようとす認定団体は、第二十	(農用地利用規程の変更等)	
	る軽微な変更 受けなかつた場合に つた場合に が 説定 又は 第二十三 発 の 認定 又は 第二十 三 は の に つ い て 法 第 二 は の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に	一 農用地利用規程について法第二十三条第一項の認定を掲げる事由とする。	第十三条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に(農用比利用規程の認定の取消しの事由)	(髪月也川月見量)及至)文当()ます)									
								伴う変更とする。 定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に第二十二条 法第二十四条第一項ただし書の農林水産省令で第二十二条 法第二十四条第一項ただし書の農林水産省令で(農用地利用規程の軽微な変更)	するものとする。 「係る法第二十三条第一項の認定を受けた団体に通知をして	め、当亥寺宅農業団本が定められた寺宅農用也引用現呈こ特定農業団体の組織の変更は、特定農業団体が、あらかじ第二十一条の五	、特定農業団体の組織の変更に係る通知)		

定める。認定又は変更の認定に関し必要な事項は、農林水産省令で第二十五条 前三条に定めるもののほか、農用地利用規程の

(農用地利用規程の認定申請手続)

規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用第二十三条 法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認

定款又は規約

- 第四号の権利を有する者の当該団体への加入状況を記載一 地区及び当該地区内の農用地につき法第十八条第三項
- ことを証する書面 当該申請について総会その他の議決機関で議決をしたした書面
- の同意が得られていることを証する書面地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体特定農用地利用規程の申請にあつては、当該特定農用
- れぞれ次に定める書面にあつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、そにあつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、そ特定農業法人が定められた特定農用地利用規程の申請

第十三条第二項に規定する認定計画 - 法第十二条第一項の認定を受けた特定農業法人 法

- にあつては、次に掲げる書面特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請
- 特定農業団体の定款又は規約
- 令第九条第二号に規定する計画
- すことを証する書面第二十条の七第二号及び第三号に掲げる要件を満た
- 利用規程の変更の認定の申請について準用する。 前項の規定は、法第二十四条第一項の規定による農用地

2

〔農用地利用規程の認定について意見を聴くべき者〕

による農用地利用規程の変更の認定について準用する。よる農用地利用規程の認定又は法第二十四条第一項の規定第二十四条第一系の規定は、法第二十三条第一項の規定に第二十四条

(特定農用地利用規程の変更の届出)

第二十八条 第十九条の規定による公告があつた農用地利用 (農業協同組合法等の特例) 第五章 雑則	第二十七条 同意市町村の区域の全部又は一部をその地区の第二十七条 同意市町村の区域の全部又は一部をその地区のとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるとともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努めるものとする。	(勧奨等) (勧奨をするだめらんな農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用規程で定められた特定農業との利用を含ままできる。 (もしく)の表ところに従い農用地利用規程で定められた特定農業との利用を関めるところに従い農用地利用規程で定められた特定農業の実施区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用の程度がその周辺の当該区域内に設ける農用地の利用を関するには、当該農用地利用規程で定められた特定農業との利用を関するときは、当前に関すると認められる農用地の利用を関するときは、当該関本に対ける農用地の利用を関するときは、当該とは企業の委託が関連が表しくけ、関する法律等の要託が関連が表して、当該を関すると認めるときる。 (勧奨についての配き事業の実施区域内に対ける農用・地の利用を図るよう) (勧奨についての配きが、当該農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう) (勧奨についての配き事業の実施を対すると記述を開かるときは、当該農用地利用の対域を対すると言いと言いのと言いのと言いのと言いのと言いの配きを表して、当該と言いのと言いのと言いのと言いのと言いのと言いと言いのと言いのと言いのと言いと言いと言いと言いと言いと言いと言いと言いと言いと言いと言いと言いと言いと	ければならない。 業経営を営む法人と及び特定農業団体が
		(勧奨についての配慮) (もはとして積み立て、又は当該準備金を を助り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、 若しくは農業用の機械等の他の減価償却資産(以下この条 において「特定農業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、 若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 では、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等 者がいるときは、当該認定という。)でその製作者し、 は関する法律第四条第一項に規定する交付金の交付 に関する法律第四条第一項に規定する交付金 三 水田活用直接支払交付金	ければならない。 業経営を営む法人となつたことを証する書面を添えてしな及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農ようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程

(資金の貸付け) 第三十条 国は、都道府県の貸付金の償還方法については、 用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、 当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の 二以内の額を無利子で貸し付けることができる。 2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、 政令で定める。	第二十九条 第二十三条第一項の規定に適合する農事組合法第二十九条 第二十三条第一項の規定に適合する農事組合法の土地改良事業を行うことができる。この場合においては、当該農事組合法人と同法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定にかかわらず、土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業を行うことができる。この場合においては、当該農事組合法人を同法第九十五条第一項又は第百条第一項の規定にかかり上地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみり土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみり土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみり土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみり土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみり土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみり土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみり上述。	集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたこと集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたこと集積計画の定めるものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、同法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定されたことにより農業協同組合法第二十一条第一項第一号の事由に該当する同法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなった同法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなった同法第二十一条第一項第一号の事由に該当することとなった同法第二十一条第一項第一号の事由に該当する同法第二十一条第一項第一号の事由に該当する同法第二十一条第一項第一号の事由に該当する同法第二十一条第一項第一号の事由に該当する同法第二十一条第一項第一号の事故の主意的。
の中欄及び下欄に掲げるとおりとし、その償還は、均等年別表第二の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表還期間(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は、第十五条 法第三十条第一項の国又は都道府県の貸付金の償(償還方法)	(昭和二十四年政令第二百九十五号)の規定を適用する。 (昭和二十四年政令第二百九十五号)第九十五条第一項 良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第一項 良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第一項 良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第一項 (土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改 第十四条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が	
	(土地改良法施行規則の特例) (土地改良法施行規則の特例) (土地改良法施行規則の特例) (土地改良法施行規則の特例)	

地中間管理機構は、この法律その他の法令の定めるところ(農業委員会等の協力)(農業委員会等の協力)	措置を講ずるように努めるものとする。の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他のの改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他のの改善を行おうとするため、農業経営の法人化(委託を受業経営の育成に資するため、農業経営の法人化(委託を受第三十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農第三十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農	その他の援助を行うように努めるものとする。に必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助るもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のため第三十一条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあ(援助)	利用し、又は相互に提供することができる。当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で業委員会は、この法律の施行に必要な限度で、その保有す第三十条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農第三十条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農	2 都道府県は、農地中間管理機構が次の とする。 規定は、適用されないものとする。 規定は、適用されないものとする。 規定は、適用されないものとする。 規定は、適用されないものとする。 規定は、適用されないものとする。 別定により貸付金の償還を怠つたとき。 当前府県が、農地中間管理機構に対しとき。 とき。 とき。 とき。 とずの規定により貸付金の償還期限を延長した。 とき。 とき。 とずの規定の適用についても、貸付金の償還を記つたとき。 とずで、
				間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに間管理機構が次の各号のいずれかに

内において政令で定める日から施行する。 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲 (施行期日) 附 則 抄	に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。 第十六条第五項の規定に違反して同項に規定する期間内処する。	(事務の区分) 「事務の区分) 「事務の区) 「事務ののの) 「事務のののの) 「事務ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(権限の委任) (権限の委任) この法律に規定する農林水産大臣の権限は第三十三条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は	連携を図りながら協力するように努めるものとする。 ることとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互にに当たつては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資すにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる
ら施行する。 1 この政令は、法の施行の日(昭和五十五年九月一日)附 則				
か			(権限の委任) (権限の委任) (権限の委任) (権限の委任) 三 法第三十条の二の規定による権限(当該地方農政局長の権限を行使することを妨げない。 一 法第六条第六項の規定による権限(当該地方農政局長い。) 一 法第十三条の二の規定による権限(当該地方農政局長い。) 一 法第十三条の二の規定による権限(当該地方農政局長い。) 一 法第十三条の二の規定による権限(当該地方農政局長い。) 一 法第十三条の二の規定による権限(当該地方農政局長い。) 二 法第十三条の二の規定による権限(当該地方農政局長い。) 三 法第三十条の二の規定による権限	

别	(政府が行う利子補給等) 8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する。 10 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する。 11 附則第八項の規定により結びにより政府が利子補給契約により政府が支給する孔子補給金の総額が予算で定めるところにより、当を給契約に係る貸付けの各貸付残高(当該利子補給契約をおぶることとならないようにしなければならない。ととならないようにしなければならない。ととならないようにしなければならない。 12 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約を結ぶ場合にとならないようにしなければならない。ととならないようにしなければならない。ととならないようにしなければならない。 15
表第一 (第六条関係) 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合に とが適当な土地を開発した場合に おけるその開発後の農用地を含む おけるその開発後の農用地を含む で) 、) 農業用施設の用に供される土地 家畜の放牧の目的に供される土地 家畜の放牧の目的に供される土地	法附則第八項の政令で定める書は農業者の組織する団体が当該書は農業者の組織する団体が当該書は農業者の組織する団体が当該書は農業者の組織する団体が当該書は農業者の組織する団体が当該事業であることとする。
要件 第二号イに掲げる 第二号イに掲げる 第二号イに掲げる できると ができると ができると。	用地の改良又は造成は、 業の完了する以前におい業の完了する以前に保る地域 を要けると見込まれる める基準に適合すると見込まれる とあるのは、「附則第八 とあるのは、「附則第八
別表 (第十八条関係) 木竹の生育に供され併せて耕作又 その土地を効率的は養畜の事業のための採草又は家 に利用して耕作又 農業用施設の用に供される土地 く その土地を効率的 開発して農業用施設の用に供され に利用することが る土地とすることが適当な土地を できると認められ の農業用施設の用に供される土地 できるとお ること。	

別表第二 (第十五条関係)

法第七
去第七条第二号こ掲げる事業こ 資金の種類
五手以为
一年以内

附 則(平成二十五年法律第百二号)抄

第四条 次の各号に掲げる旧農地保有合理化事業の実施については、 当該各号に定める日以後も、 なお従前の例による。

前項各号に掲げる旧農地保有合理化事業についての農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

- この法律の施行の際現に行われている旧農地保有合理化事業 施行日
- 施行日前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、第二条の規定による改正
- 後の農地法(附則第六条第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。)第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる者とみなす。 施行日前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、
- 定による改正後の農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる者とみなす。 参加する資格については、なお従前の例による。 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業についての旧農地保有合理化法人が
- 農地貸付法」という。)第三条第三項の承認並びに当該承認に係る農地についての旧特定農地貸付法第四条に規定する農地法の特例及び旧特定農地貸付法第六条に規定する土地改良法 十四年法律第百九十五号)の特例については、なお従前の例による。 施行日前に旧農地保有合理化法人が受けた附則第十七条の規定による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号。以下この項において「旧特定 (昭和二